

# 町内での起業を応援します

東川町では、東川町内において新たに起業又は新規分野の事業を行う際、一定の基準を満たした場合に、対象経費の一部を助成しています。

## 【条件】

(1) 東川町内で起業しようとする者又は起業してから1年以内の事業者であること

※継承の場合除く

(2) 東川町商工会に加入している事業者であること

※補助事業完了日から5年間は退会してはならない

(3) 納税の滞納がないこと

(4) 5年間の事業継続

※本事業を活用された場合、5年間の事業継続および補助対象事業で取得した又は増加した資産、設備の売却・譲渡・交換又は担保にしてはならない

(5) その他、必要な各種届出等が行われていること

※業種や用途に応じて異なる

(6) (2) (4) に該当しなくなった場合、東川町産業支援事業(起業化)補助金要綱第16条に基づき補助金返還の対象となる

## 【補助金額】

補助対象経費の1/3以内で上限100万円の補助

## 【補助対象経費】

土地、家屋の取得費及び改修費、機械、装置、機器、器具、店舗用備品等の購入費

※地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第1号に規定する固定資産の取得、減価償却が可能なもの

※家屋の取得及び改修においては、建築法に係る一定の基準を満たしていること

※新築及び外観を改修する場合、美しい東川の風景を守り育てる条例に合致している店舗で事業活動を行うこと

投資規模によっては、東川町産業振興支援事業(立地・増設・緑化)補助金を受けられる場合があります。

## 【申込時必要書類】

起業化支援申込書 事業場位置図(地図)

図面 同意書

＜個人＞税務署開業届(写)

＜法人＞登記簿謄本

見積書又は契約書(写) その他必要な書類

## 【注意事項】

・建築物等を伴う補助を対象経費として申請希望の方は、着工前にご相談ください。

・詳しくは、令和6年度東川町産業振興支援事業(起業化)補助金要綱をご確認ください。

## 【お問い合わせ先】

写真文化首都「写真の町」東川町

経済振興課 経済振興室 TEL 0166-82-2111

注意！飲食店の開業を検討されている方へ

東川町の公共下水道区域外で開業する場合、家庭用の合併浄化槽(5~10人用)では水質を汚染してしまう場合があります。検討されている方は事前にご確認ください。合併浄化槽の設置には助成制度があります。

※お問い合わせ 税務住民課 住民室

